（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条　広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（勘定区分） **第二条**　［略］ ２　推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。 一　広域系統整備交付金交付業務 二　電気事業法（以下「法」という。）第二十八条の四十第二項の規定に基づき行う業務 三　前二号に掲げる業務以外の業務 ３　推進機関は、前項の規定により区分して経理する場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区別して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ経済産業大臣に提出する基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。 （事業計画） **第十条**　法第二十八条の四十九の事業計画には、法第二十八条の四十第一項各号に掲げる業務及び同条第二項の業務に関する計画を記載しなければならない。 （事業報告書） **第十二条**　法第二十八条の五十第一項の事業報告書には、第十条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。 （決算報告書） **第十三条**　法第二十八条の五十第一項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。 ２　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	（勘定区分） **第二条**　［略］ ２　推進機関は、その経理を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。 ［新設］ （事業計画） **第十条**　電気事業法（以下「法」という。）第二十八条の四十八の事業計画には、法第二十八条の四十各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。 （事業報告書） **第十二条**　法第二十八条の四十九第一項の事業報告書には、第十条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。 （決算報告書） **第十三条**　法第二十八条の四十九第一項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。 ２　［略］

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第十二条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十七条　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。	**第二十七条**　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。